

原子力基本法とその附属法律及び関連法律との関係について 3/1/84 原子力率向

原子力基本法	附属法律及び関連法律
1. 目的 (1条) 原子力の研究、開発及び利用の推進に よるエネルギー資源の確保、学術の進歩 産業の振興、人類社会の福祉の増進及び 国民生活の水準向上	
2. 基本方針 (2条) 民主的な運営、自主的な研究、成果の 公開と平和的利用の確保及び国際協力の 促進	
3. 定義 (3条)	○ 政令 (下記実体法の施行と同時に公布施行)
4. 原子力委員会 (4~6条)	● 原子力委員会設置法 (昭和30年法律第188号)
5. 原子力の開発機関 (7条) 原子力の総合的な研究及び開発を促進 する次の原子力研究所を、核原料物質及び 核燃料物質の探査、精練、管理等を行 わしめるため原子燃料公社を設置	○ 日本原子力研究所法 (研究所の設置、組織、業 務、及び監督に関し規定する) ○ 原子燃料公社法 (公社の設置、組織、業務 及び監督に関し規定する)
6. 核原料物質の開発取得 (8~11条) ウラン鉱等の探査、探鉱及び精練の促 進	● 鉱業法の一部改正 (法定鉱物にウラン鉱を 加える。昭和30年法律第173号) ウラン鉱業法の強制買上等に関し規定する。 ○ ウラン鉱探査促進法 (探査機関の探査を行 わせる。)
7. 核燃料物質の管理 (12, 13条) 核燃料の生産、使用及び処分等の規制	○ 核燃料及び原子炉の管理に関する法律 (左記事項に関し細目規定を設ける。)
8. 原子炉の管理 (14~16条) 原子炉の設置及び操作の規制	
9. 特許発明等に対する措置 (17~19条)	○ 法律 (実際上の必要が生じたとき、特許発明等の国外流 出に伴う契約に関し規定する。)
10. 放射線による障害防止 (20条) アイソトープの生産、使用、処分等 に伴う障害の防止	○ 放射線物質取締法 ^{障害防止法} (原子力の操作、アイソトープの 生産、使用及び処分、廃棄物の処理等に伴う放射線障 害の防止に関し規定する。)
11. 補償 (21条)	○ (上記実体法中に必要に及び、補償に関する規定を設ける)

c111-004-004